

令和7年厚岸町議会第4回定例会		
令和7年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	令和7年12月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年12月11日 午前10時50分
	閉 会	令和7年12月11日 午後 3時47分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 12名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	三浦克宏	教育長	滝川敦善
副町長	早川知記	教委管理課長	諸井公
総務課長	布施英治	教委指導室長	藏光貴弘
総合政策課長	平下哲也	教委生涯 学習課長	車塚洋
危機対策室長	四戸岸毅		
税務課長	本間直人	監査委員	黒田庄司
町民課長	渡部貴志	監査事務局長	川越一寿
保健福祉課長	鈴木康史	農委事務局長	石崎辰也
環境林務課長	江上圭		
水産農政課長	石崎辰也		
観光商工課長	田崎清克		
建設課長	堀部誠		
病院事務長	星川雅美		
水道課長	高瀬順一		
会計管理者	久保田湖子		

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(7.12.11)

日程	議案番号	件名
		(令和7年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和7年12月11日
午前10時50分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速審査を進めてまいります。

初めに、議案第98号令和7年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページから5ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

10ページ、11ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

12ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12款1項1目地方交付税。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目土木使用料。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7目消防費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8目教育費国庫補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3項委託金、4目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 17款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目土木費委託金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目生産物売払収入。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 19款 1項寄附金、1目一般寄附金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目衛生費寄附金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5目農林水産業費寄附金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8目消防費寄附金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 21款 1項 1目繰越金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 22款諸収入、6項 3目雑入。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 23款 1項町債、4目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目土木債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7目消防債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8目教育債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、18ページ、歳出に入ります。
1款1項1目議会費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
7番、南谷委員。
- 南谷委員 2款1項1目一般管理費で、20ページの上のほうに、110、役場庁舎設備整備事業マイナス11万7,000円、工事請負費改修補修工事費マイナス11万7,000円、この内容について説明をしてください。
- 委員長（室崎委員） 総務課長。
時間がかかるなら休憩をかけてください。
休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
総務課長。
- 総務課長（布施課長） 大変貴重なお時間を、申し訳ございません。
こちらは3階の議長室、控室等の建具、窓を開けるときのあれがうまく動かなくなっていて、それを直す工事でありました。当初、予算を持っていたのが385万7,000円でしたが、実際に入札、工事を行って374万円になって、その額が入札減によるものが11万7,000円というところであります。
- 委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。
- 南谷委員 そうすると、議長室の後ろの窓が動かなかったと、それを直した。議会事務局では説明があったのだろうか。そのくらいは教えてほしいなと思います。
その上で委員長、予算計上されておりませんが、私は早期に対応すべきと考えますので、確認をさせてください。
役場庁舎前の広場でございます。海事記念館側、道路側のほうに設置のステンレス製

の看板が倒れています。「呼び返せ父祖の築いた北方領土」それから「厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない」と、このような看板があるのですけれども、この関係の質疑はここでよろしいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 一般管理費の目に入れば結構です。それで許可します。

●南谷委員 いいのですか。ありがとうございます。

ここでお尋ねをさせていただきます。

まず、所管の課はどこですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 総務課でございます。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 あそこに落ちたものをコーンで囲い込んであるのです。人が近づかないように安全策を取っておられる。そのことはきちんとしているなど。ですけれども、道路から丸見えです。一番上の銀色の三角の部分に町章が入っているのです。皆さん何も感じないですか。自分のところの町村の町章マークが道路に落ちているのです。私は早期に何とかすべきでないのかなと感じます。

これはいつ発生したのですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） あのような状況になってから時間がたっているということで、大変申し訳なく思っております。

あれは宣言塔というものでありまして、11月17日に強風によりまして、下に三角柱が柱の上にあります。その上にちょっと大きな三角がまたありまして、先ほど言った町章はその上にあります。その三角の大きい部分が、海側からの風だと思うのですが、道路側のほうに倒れてしまいました。海側の2本の抑えている鉄骨が腐食によりまして倒れてしまいました。それで、宙づりになっている状況が危険だということで、まずはそちらの1本つながっているところだけを町職員で切断しまして、今のような状態になっております。その後も、その三角柱のステンレスの部分、そこがまだ結構きれいだったので、そこを生かして、蓋だけをして、そういう修理ができないものかということで、まず1回そこら辺の金額を出してもらいまして、そうやっているうちにその中の鉄骨が結構腐っているということになりまして、あのまま残しておくのも、時間の問題とまではいきませんが、いずれそちらも腐ってくるだろうということもありまして、それを一度やった後に、もう一度全部撤去する見積もり等をお願いしまして、そこら辺、私どもの判断が遅かったというところもあります。ちょっと時間を要してしまいました

が、そういうような流れでありまして、一応今は撤去することで進めております。来週の初めには、撤去する最終的な見積もりが出る予定です。

あの宣言塔であります、上の部分のちょっと大きいところ、役場側には「青色申告と諸税完納宣言の町」という言葉が入ってまして、その下には「呼び返せ父祖の築いた北方領土」あとは海事記念側では「明るく正しい選挙の町」あとは「厚岸町に核廃棄物最終処分場はいらない」と。海側になりますが、「青少年非行防止宣言の町」、「核兵器絶滅平和の町」という宣言をしたときの、これ全部が全部宣言を強いるわけではないのですが、宣言したものの言葉を宣言塔に今掲載している形であります。

やり方、それも考えながら、今年には撤去して、来年度にはどのような形になるかはまだこれからですけれども、まずは今年に撤去する考えでおります。ただ、あのままにしていたということは、大変申し訳なく思っております。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 内容は分かりました。

やはり、まず撤去すべきではないですか。すぐ修復ができないと判断したら、自営の皆さんもいます。トラック持ってきては運ばばいいだけです。コーンで安全対策は取れているよというものの、長期間、町章があそこに転がっているということは、やはり職員としても我々議員としても問題があります。町民に見えるわけですから、あそこを通るたびに。やはり、一旦次の行動に出るまでは、あそこに置くべきではないと思うのですよ。非常に強風がつく時代です。万が一転がってきたらどうするのですか。重いから、多分動かないとは思っているのです。でも、やはりあのままにしておくことは忍びないです。今後、対応についてどうするかということで時間がかかると、これは分かります。高いものだとこれからの強風の時代に今までどおりのものは私も駄目だと思います。かといって、高額にかかるものもどうなのかといろいろな課題があると思います。それであれば、なるべく早めに移動すべきだと思いますが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 私どもでも建設家と相談しながら、自前で動かせるかということも検討したのですが、さすがに重さが、一番上の町章がついている、あれを3人で動かそうとしても動かないぐらいの重さでした。それで、やはり業者でなければということもありまして、そのままになっているというのは大変申し訳なく思っておりますが、早急に対応したいと思っております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

それでは、1目一般管理費、他にありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
4目情報化推進費。ありますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5目交通安全防犯費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 7目文書広報費。
4番、金子委員。

- 金子委員 7目文書広報費になります。移動町長室スマイルトーク実践に係るお茶代の新規計上とありますが、いつ、どのような内容のことをするのか教えていただきたいです。

- 委員長（室崎委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

スマイルトークであります。町長が今年各自治会を回って、自治会の方々と自治会要望が出ていますけれども、そちらの内容の説明と、あとは自治会側からそれ以外の要望であったりとか、あとは町長に対して聞いてほしいことですか、あとは範囲はその自治会ごとでこういうことの話をしたというように聞いていたりするものであります。11月末頃から始めまして、今のところ3か所を回っている状況で、方法としましては、うちから各自治会に文書を送りまして、自治会でこの時期にやりたいですとか、時期は役場で決めてほしいとかあるのですけれども、そちらの連絡を取りながら進めております。そのときのお茶を出すための食料費になっています。

- 委員長（室崎委員） 4番、金子委員。

- 金子委員 詳しい説明ありがとうございます。

今の話はスマイルトークの話ですね。移動町長室はいつ、一緒なのですか、事業として。名前が移動町長室スマイルトークということで、一体化しているということなのですか。

- 委員長（室崎委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） 委員がおっしゃるとおり、移動町長室、以前は完全に移動町長室という言い方でしたけれども、やはり硬いイメージではなくて、もうちょっと柔らかい雰囲気でお話をしたほうがということも町長の考えで、やはり柔らかい感じだという

ことで、町長が行くスマイルトークというような名目でやらせていただいております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

7目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

10目企画費。

4番、金子委員。

●金子委員 企画費の中の090、地域おこし協力隊の135万9,000円減ですが、新規採用を見込んでいた協力隊の採用ができないことによる減だと思いたしますが、採用を見込んでいた地域おこし協力隊の内容と、今現在地域おこし協力隊が何人いて、どのような業務をしているかを教えていただいでよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

現在の隊員は1名になります。1名は、今、水鳥観察館のところで勤務しております。

それから、今年度募集していたのは、動物愛護推進の1名と、それからアウトドアガイドの関係のコンキリエを拠点として働いていただく予定の2名を予定しておりました。今回、動物愛護は募集をして決定しまして、2月からこちらで勤務していただくという予定となっております。

それで、今回減額となった部分としましては、アウトドアガイドの募集、こちらが年度当初から募集しておりましたが、応募はあったのですが、その中で書類審査した際に採用にならなかったという状況があって、今後また再募集をするというところがありまして、それで役務費の広告料ですとか、会場使用料、これからまた募集するという形をとっておりますので、そうした部分が増額となっているという部分です。

それから、補助金の活動費助成というところは、今申し上げましたとおり、4月から採用予定だった方が2月になるということで、4月から1月分が減額となるという部分と、それからアウトドアガイドは、今年度できればということで、2月からの分を見ているということですので、その方も4月から1月の分が減額となるというところで、合わせて156万円が減額となるという補正を上げさせていただいております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 10目他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

12目車両管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項徴税費、1目賦課納税費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目町長選挙費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目町議会議員再選挙費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7目参議院議員選挙費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6項1目監査委員費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3款民生費、1項社会福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 1 目社会福祉総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目心身障害者福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目老人福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目後期高齢者医療費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目自治振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 目社会福祉施設費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項児童福祉費、4 目児童福祉施設費。
1 番、竹田委員。

- 竹田委員 2 項の児童福祉費……

- 委員長（室崎委員） 目で入っているので、目で指定してください。

- 竹田委員 目で指定するとちょっと外れてくるのです、僕の質問したいものが。

- 委員長（室崎委員） 2 項全体に広がるということですか。
それでは、短めにお願いします。特に許可します。

- 竹田委員 こども家庭センターがあるのですけれども、ここでいう26年度中に、この家庭センターについて、厚岸町としての取組をしていきたいということで、今までなされ

ていなかった理由について、人手不足のためにこども家庭センターを設置してこなかったということ、具体的には、妊産婦から子育て世帯の保護者、子供まで切れ目なく支援するということの、こども家庭センターの設置が厚岸町ではしていないということが、新聞に出ていたわけなのですが、今後、センターの設置についての、例えば、役務費から全てこのセンターを設置するのにどのくらいの金額がかかってきて、どれだけの人件費等をどういうふうに見て考えているのか、そこを教えていただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時22分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） 大変貴重な時間をかけて申し訳ございません。

こども家庭センターでありますけれども、厚岸町といたしましては、来年度、26年度に開きたいと考えてございます。

内容であります、総括支援員として保健師を1名選任で置きまして、母子保健担当・児童福祉担当1名ずつを兼務で配置をしたいと考えてございます。これまで人材の確保という部分で、保健師の確保はできておりませんでした、来年度1名を内定することが決定いたしましたので、来年度から実施したいと考えてございます。

主な業務の内容でありますけれども、母子保健業務、児童福祉業務では、児童の虐待に関する業務、これにつきましても現在も行っておりますけれども、来年度からはこれをセンター事務として運営をしていきたいと考えてございます。

また、新たに発生する費用でございますけれども、大きなものであります、保健師1名が専任になりますので、保健師の人件費が増額となるという形で、それ以外につきましては、現在の既存の事務の内容の中でやっていきたいと考えてございます。

- 委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

- 竹田委員 もしセンターを整備できない場合は、厚岸町においては、国による既存の子ども・子育て支援交付金の一部を厚岸町としては交付金を保健師の人件費に充てていると、その金額については約300万円程度であると書かれているのですけれども、この部分については事実なのでしょうか。

だから、来年設置すればこの交付金を受けられなくなる、普通にもらえるのでその心配はないと言ってくればいいのですけれども、そこを教えてください。

- 委員長（室崎委員） 副町長。

- 副町長（早川副町長） 総括的な設置に関する費用の部分ですが、お答えさせていただきます。

26年までに設置するという中で、今、予定をして準備をしていた中で、保健師の確保がどうしてもできないと、実務として、特に児童虐待に関する部分につきましては、個別ケースを具体的に持って、市町村において対応するというような業務になりますので、これを担当する保健師が必要ということで、今まで時間がかかってきたという結果となっております。

国からの経費、費用を充当される金額につきましては、現在のところ、いろいろな類型があるのですけれども、その中で厚岸町で配置できる統括支援員1人、それから、ほかは兼務という形で、あまり大きくないのですけれども、その部分の国の調べの中で、そういう回答をさせていただいて、該当する部分が現在の300万円ほどの交付金の割当ということになります。

今のところは4月以降早い時期に、できれば4月1日にでも開設して実施をしていきたいと考えておりますので、その部分のお金を充当して実施できると見込んでいるところでございます。

- 委員長（室崎委員） いいですか。

4目、他にございますか。

8番、石澤委員。

- 石澤委員 ここで、しんりゅう保育所なのですけれども、園庭部分雨水管破損及び土砂流出に係る修繕となっているのですが、これはどういうふうでこんなことになってしまったのか、今はどういう状態なのか教えてください。

- 委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

これは今年の4月に、雪解けの時期でありますけれども、保育所の建物と園庭の境目にある雨水管が破損しまして、その雨水管から水漏れして周りの土砂が流出してしまったということであります。

現在はその部分を修繕しておりまして、正規な状態に戻しております。

- 委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

- 石澤委員 これは沈下したとか、何とかで雨水管が壊れたということではないのですか。ただの雪解けの関係でそういうふうになったのですか。

- 委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 私が伺っていますのは、グラウンドの地面も若干沈下しているという話を聞いております。毎年少しずつ沈下していて、今回はそれに伴って雨水管も壊れてしまったという話を聞いております。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 そうしたら、ほかの部分で水漏れの関係で、これからも何か起きるということも考えられるのでしょうか。沈下によって起きたということは、これからもそういうことが起きるのかなという、そんな感じがするのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今年このような事象が発生いたしましたので、来年度の同じような時期、春先で確認しながら、同じような事象が起きるか起きないかちょっと分かりませんので、もしかするとこれ以上沈下しないかもしれないし、さらに沈下するかもしれないので、その辺は春になりましてから様子を見ていきたいと考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

4目、他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

5目児童館運営費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目健康推進費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目病院費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項環境政策費、1目環境対策費

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。
7番、南谷委員。

●南谷委員 5款1項1目農業委員会費3,000円の補正でございます。ここでお尋ねをさせていただきます。

提案理由では、研修の駐車場使用料となっております。研修ということですから、石澤議員も農業委員になられているのですけれども、私は研修・視察は大変見聞を広めるなど大切なことと考えております。この研修の事業の内容がどんなものだったのか、それから、視察をされたことによりまして、本町の農業、酪農業などにどのような影響があるのか、どう反映させていくのか、説明をしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長併任農業委員会事務局長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まずは、研修という形での説明になっておりました。こちらにつきましては、5月28日から5月30日に東京都内で開催されました令和7年度全国農業委員会会長大会で、同じ部分で北海道選出国會議員要請集会、それから地元選出の国會議員に対する要請活動という形の出席となっております。

出席につきましては、農業委員会の会長が1人出席という形になっておりまして、この事業の部分につきましては費用弁償の部分で、全体としては168万6,000円のうち、今回の部分に関しては9万9,000円。3,000円の補正につきましては、その際の釧路空港の駐車場の駐車代になってございます。まずもって、研修という形で表記したことが分かりにくい、本来は会議等の出席という形で表記すべきであったということで、誠に申し訳ございません。

そして中身につきましては、大会に出席いたしまして、全部で6分野44項目にわたり、国、それから関係各所に対する要請活動への決議の部分、それから事例検討、その部分につきましては、出席者の研修という形での部分もございました。その後には、国会議員に対して農業政策への支援という形での要請活動、それから出席された全国の農業委員会の会長、相互の情報交換、その部分についても研修という意味合いはございましたけれども、そういった形で2泊3日の日程でやったということでございます。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 委員長申し訳ありません。私の思っていた部分と、説明文からよくと研修だから、当然、最近の11月のそういうニュース聞いています。新聞等にも発表されました。農業委員の視察がありましたと。だから、視察に行ったものだと思っていたのです。そうしたら、この辺はしっかり明示をしていただきたい。私の頭の中では、会長が大会に行ってくれたと、その駐車料金ですというふうには理解できません。理解するほうが能力がないのか、おたくらも一考していただきたいと思います。

その上で委員長、お願いがあります。今、出張の内容について、詳しく会長から説明をしていただきました。私なりに視察に対する思いがあったもので、ここで手を挙げさせてもらったものですから、もし、委員長のお許しがいただければ、今回の視察について、概略でいいですから、何人で行ってこういう視察をしたのだと、それから、町として視察の影響があるのですというものを説明をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 農業委員会の視察ですよ。進めてください。
水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まずもって表記の仕方につきましては、確認不足、私たちの落ち度でございます。大変申し訳ございません。

視察につきましては、今年、農業委員会で道内視察を11月に行ったところでございます。農業委員会の委員8名、事務局2名という形で、道央のほうに行っております。具体的には2泊3日の行程で、恵庭、それから札幌、旭川という形で行ってまいりました。

まずは恵庭では、道央農業振興公社がございまして。こちらで道央の酪農以外に畑作、果樹、米、様々やっていますけれども、そこの部分で主に担い手、それから新しく新規就農した方の部分という形での説明を受けて、現地の状況を確認してきたところでございます。

また札幌では、北海道の農業公社で農業公社の様々な事業についての説明を受けて、こちらでも、やはり最近では担い手、それから後継者の部分というのが大きな課題となっているということで、それらの説明を受けたところでございます。

その後、旭川に移動しまして、旭川では実際に牧場を訪問させていただきました。こ

ちらでは6次化といいまして、実際に酪農を営み、そこで絞った牛乳からチーズを作っています、それを販売しているという形で付加価値をつけるという取組も含めての視察・研修をさせていただいたところでございます。

そのこの牧場につきましては、基本的にインターネットのサイトで買えるということではなくて、地元だけで卸している部分がありますので、戦略の一つとして、地元に来て地元のものを買っていただくという形でのやり方をして、規模的には大きくはないのですけれども、そういった形でやっているところを視察させていただいております。

その結果につきましては、まず農業委員会の中で情報共有をした後に、地元厚岸でどのように参考になるかというのは、関係各所と含めて模索していきたい部分もありますし、いいところはどんどん取り込んでいく部分もありますので、そういった形で勉強になった2泊3日の視察と捉えております。

●委員長（室崎委員） 1目、他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

2目農業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目畜産業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目農地費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目牧屋管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7目農業施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8目農業水道費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9目堆肥センター費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目林業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目造林事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目林業施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項水産業費、1目水産業総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目水産振興費。

8番、石澤委員。振興費ですか。

●石澤委員 すみません、ちょっと分からなかったものですから聞きたいのですけれども、この項目の中で、冷凍食品自動販売機等導入事業というのがあるのですが、これはどのようなものをどこで使うのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

冷凍食品自動販売機等導入事業でございます。

まず、外によくあるジュースとかの自動販売機を想像していただければと思うのですが、最近、外で冷凍食品を売る自動販売機を見かけることが多いかとございます。こちらを直売店で導入して、外に海産物の販売機を置いて、直売店がお休みの日だとか時間外の部分で販売の部分のPR、それから販売促進につなげるという、あとは自

動販売機を設置するという事で、省力化にもつながるという形で考えて、今回導入すると。併せて自動販売機等なので、梱包機も導入してPPバンドという荷物に巻く部分なのですけれども、そちらを導入して、こちらについても省力を図るという形での事業になってございます。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 ごめんなさい、何か冷凍の自動販売機というのを聞いているのですけれども、今ある直売所の外に置いて、自分でその梱包もしていくような施設、ものになるということなのですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 説明が分かりにくくて大変申し訳ございません。

梱包機と自動販売機、別物という形で、自動販売機は港町の直売店の外に設置をいたします。ちょうど入り口の近くのところに販売機を設置すると。既設はジュースの販売機があるのですけれども、外のお客さんが入る入り口の付近に、海産物の商品が入っている冷凍の販売機を設置すると。

梱包機は別で、梱包機は直売店の中で様々な荷物を発送したりするときの梱包なので、それは中に梱包機があって設置をします。

二つのものは別なものです。すみません、1回目の答弁でちょっと分かりにくく、混ぜたような説明になりました。販売機とそれから梱包機、別々のものの導入という形での事業でございます。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 その冷凍販売機の中で売られるものというのは、どのような種類があるのですか。昆布とかは分かりますけれども、あともっといろいろな魚とかも入ったようなものができて、何か便利になるのかなという気もするのですが。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 漁協で作っている商品とかもありますけれども、今、中身についてはいろいろと漁協でも考えている部分がございますので、ラインナップもちょっと変わるようなイメージで、通常の生鮮、パッケージに入ったような商品から始まって、ちょっと魚とかがそのままというのは難しいかもしれないのですけれども、冷凍の自動販売機で売れるようなものを中心に、今ラインナップを考えているそうなので、その辺は変わると思いますがすけれども。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

2目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ進みます。
3目漁港管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5目養殖事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目水産施設費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6款1項商工費、3目食文化振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目観光振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5目観光施設費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
8番、石澤委員。

- 石澤委員 機械整備事業で、これ1台だけ買うという変更したということなのですが、2台必要で上げていたと思うのですが、これ1台だけになって、あとこの辺のことは大丈夫なのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

当初2台ということで予定していたところなのですが、交付金の配分額が減額となって1台ということになりました。もう1台は、リースで対応したいということでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは進みます。

2目道路新設改良費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目除雪対策費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 7款2項3目除雪対策費2億5,698万1,000円、ここでお尋ねをいたします。

昨年、令和6年12月時点でございます。昨年の同期の予算が3億4,745万円でした。今年、令和7年は今回の補正を含めると3億6,092万8,000円の予算となります。この差額1,347万8,000円が増額となっております。予算ベースですけれども、去年と比べて1,347万8,000円が増えます。この要因について説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この1,347万8,000円が増額でございますが、委託料等の計算方法、あと除雪の回数等の変更はないのですが、主な大きな要因としましては、公共工事設計労務単価、これは毎年3月に示されている単価を用いて計算しているところでございますが、この単価が増額になったということが大きな要因となっております。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 申し訳ないのですが、設計単価が増額になったといってもぴんと来ないのです。もう少し分かるように説明してください。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

労務単価、人件費の単価による増額となっております。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、国の基準とかそういうものが上がったので、時間とかそういうものは同じベースで計算したのだけれども、単純に言ってこの1,300万円くらい労務単価が上がりますよという理解でよろしいのですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

大きな要因としましては、この労務単価の増額となっております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、進みます。

3項河川費、1目河川総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5項公園費、1目公園管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6項住宅費、1目建築総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目住宅管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8款1項消防費、1目常備消防費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目災害対策費。

1番、竹田委員。

- 竹田委員 2目災害対策費ここで行きます。災害関連死認定への審査委員会の設置の部分について伺いたいと思います。

管内13市町村、近隣のうち釧路市、浜中町、別海町、この3市が法改正に併せて明記をしたとなっています。釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町、根室市、中標津町、標津町、羅臼町は検討中、もしくは事例がない等で未定となっているという現状なのですが、厚岸町としては、事例がない、検討すると回答しているということなのですが、まずその関連死認定について、今後、厚岸町としてはどのような考えで進めていこうとしているのか、検討すると書いているのです。検討しないのだったら僕は聞かないのですけれども、どうして検討しないのと聞きたいのですけれども、検討するとなっているのです。だとしたら、例えばこの審査委と書いているので、委員会の設置をして、役場内の職員だけで考えているのか、それとも専門知識の人を入れて、町長を含めて委員会を設置するとか、どんなふうにして考えているのか、何名程度を考えているのか、いつ頃からやろうとしているのか。また、認定するかしないかという部分については、僕読んだのですけれども、すごい難しいなと思うのです。

災害関連死というのは、地震による建物の倒壊や津波、洪水が原因で亡くなるというのは、はっきり分かるのでいいのですけれども、関連ですから、避難生活の疲労や環境の変化のストレスなどによって体調が悪化して亡くなる。これは持病が原因だったのか、その持病が悪化していったのかという部分について、どういうふうに見極めをするのかとか、また、災害が原因と認められる中で、自殺者も含まれると書いているのです。これもっとすごいなと思うのです。もともと生活苦でたまたま死のうかなと思っていた人が災害に遭ったので、ついでに亡くなったのだらうと思うかもしれない。また、全く死ぬ気がなかったのに、本当に災害を受けてショックでそれを苦にして死んでしまったと。例えば、父さん、母さん、妹も亡くなって自分一人になってしまったと、それを苦にして自殺行為をしてしまったとかというのもあると思うのです。これをその災害関連死の認定の審査委員会に各町村でやれと国が言ってること自体が、僕にとっては言葉すごく悪いけれども、ごめんなさいね、馬鹿じゃないかというくらい、大変なことではないかなと思うのです。馬鹿と言った言葉について反省したいのですけれども、でも、そのくらい重い判断を町村でしなければいけないのかと。だから、調べたり何だりするという必要になってくるのだけれども、これを本当にやるのと、でも検討すると書いているから、え、と思ったのです、逆に。本当にどういうふうに行っているのですか。

- 委員長（室崎委員） 昼食のため、休憩に入ります。

午前11時54分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

8 款 1 項消防費の 2 目災害対策費から始めます。

1 番竹田委員に対する答弁からお願いします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この災害関連死の審査会についてでありますけれども、この審査会につきましては、災害関連死の認定と災害弔意金の支給をするために、自治体が医師や弁護士などで構成する組織を設けて行うというものでありますけれども、これには医師や弁護士といったそういう専任という部分では、小さな市町村ではかなり難しいのではないかと考えておりますし、また、自治体によるばらつきもあるという課題もあります。大きな災害になりますと、北海道に委託するなどの検討をすることも可能ということでございますので、厚岸町といたしましても、さらにこの辺を研究させてもらいながら検討していきたいと考えております。

- 委員長（室崎委員） 1 番、竹田委員。

- 竹田委員 この審査委員会を設置する、設置しないということ自体がやはり難しいのだなと思うのです。昼前も言ったとおり、本当に言葉は悪いけれども、馬鹿げているくらいの膨大な考えを持って接していかないと、本当に大変なことだなと。北海道は179市町村あるわけですが、全てにこれを設置しなさいというのは、本当に暴言に近い取組をしなさいというようなことではないかと言っているわけです。

厚岸町は町立病院がありますから、医師もいます。179町村に医師、病院全てあるのかといたら、本当に病院も医師もない場所もあるわけです。もっと言えば、離島なんてどうするのだという話も出てくると思うのです。だから、本当にこれを検討すると三浦町長は書いていたけれども、どんなふうを考えているのだろうという、本当に心配になってしまったというのがあるのです。

今後、取り組んでいくうちに予算の措置とかもあると思うのですけれども、それらについてはどこかで予算とか見ているのですか。それとも、これから立ち上げようとしているときに出てくるのか、その辺だけちょっと教えてください。

- 委員長（室崎委員） 副町長。

- 副町長（早川副町長） 予算にも絡むものでお答えさせていただきます。

実は災害弔意金制度というものが、災害弔意金法に基づいて、関連死についても市町村において審査会を設置するというところに法改正がされたことで、設置する市町村が増

えてきたというような状況となっております。

この部分につきましては、法におきましては努力義務という形で取り組めたところと、取り組めなかったところというばらつきもあったと、それから、先ほどご指摘いただいた審査のばらつきですとか、委員の確保ができないといった事情なんかも含めて、なかなか困難な状況にあるということとなっております。

厚岸町では災害弔慰金の条例を設置しておりまして、予算については基本的には経常経費としては予算計上しておりません。ただ、災害見舞金につきましては、火事等の見舞金等もあり得るので、例年、当初予算で5万円ほど計上しております。弔慰金については、事業、事業費についても計上はしておりませんが、出てきた時点で補正、もしくは専決なりで対応しなければいけない事象かなと考えております。

また、今後いろいろな課題の中では、振興局、それから近隣市町村、それから釧路市、医師会も含めて、医師は、例えば内科、外科、精神科医、複数の医師、それから看護師についても複数必要というようなことでは、町内でもなかなか確保できないこともありますので、広域にお願いするということも必要となる可能性もありますので、そういったことも研究をしていきながら、進めていきたいと考えております。

予算につきましては、現在計上はしていないという状況となっております。

●委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 分かりました。

はっきりしていない部分でもあるので、これ以上聞いたとしても、厚岸町としては取り組んでいくということで、それを設置するのだという取組をしていくということではないと、もしかしたら設置できないかもしれない。だけれども、努力義務と一応なっているんで、それについてやらなかったから、設置しなかったから、委員会に設けなかったからと罰則規定も何もないという部分では、努力していくという方向で、これも断念しなければならない部分も出てくる。断念するけれども、厚岸町では一応、委員会として作るけれども、何でもかんでもできることではなくて、答弁にもありました近隣の部分と協力を得る。例えば、一番大きい近くの釧路市といった部分と協力していけるような形にもなるかもしれないという理解でよろしいですね。決まっていないことについて、もっと深く聞くということも不可能だと思うので、次に移りたいと思います。

災害対策の部分で、危機対策なのですけれども、スフィア基準というのがあるので、これらについても厚岸町としての今後の取組に多分なると思うのです。このスフィア基準に対しての予算とか、そういうのがもし見えてきて、何らかの形を取らなければいけないのだということがあれば、その部分だけちょっと教えてほしいのです。これもまだ本当に始まったばかりのことなので、全国でも本当に数か所しかまだやっていない取組なので、厚岸町もこれから取り組んでいくところからの勉強、研究になるのだらうと思います。ざっくりでいいので、どのように考えているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

また、組織的な部分のスフィアの基準に対しての対策をどうしていくのかという部分を、どこの場所にやろうとしているのか、それは全部危機対策の部分で室長を中心とし

てやるのか、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） スフィア基準についてであります、スフィア基準、基本的には被災者の尊厳のある生活、これを確保するということではかなりの項目、五つの分野でそれぞれ各項目でいろいろ詳細な基準が示されております。可能な限りこれまでも、そういったスフィア基準を満たすような形で、避難者の生活に必要な飲食料ですとかトイレですとか、そういった数とかも示されておりますので、それを満たすような、できるだけ近づけるような形で整備を進めてきております。

ですから、スフィア基準のためにどれだけ事業費がという部分では、避難所の整備に関わる部分、避難物資の整備に関わる部分、そういった部分で、いろいろとスフィア基準に関連する経費ということになるかと思っております。

一例を挙げさせていただきますと、スフィア基準では、避難所における1人当たりの居住スペース、最低3.5平米を確保するよというふうなものがあったり、そういったことを踏まえながら、避難所の収容可能人数ですとか、間仕切りテント、プライバシーを確保するという観点で、そういうものを整備したりですとか、結構、避難所の運営ですとか、避難者対策に関わる部分でいきますと、ほとんどがスフィア基準、こういったものを踏まえながら整備してきているという現状にありまして、これからも同様の考えで進めていく予定でおります。

●委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 スフィア基準で野口健さん、厚岸町にも何回か来ています。この方が新聞とか何とかに出て、難民キャンプの部分とかでいろいろ話はしているのですけれども、国でいうとイタリアが一番進んでいると。この日本版スフィア基準というのが、今現在ないそうです。この部分についての講演とか、野口健さんもテレビとかでも話しているのです。何回か来てる上で、この人にもそういう講演みたいのを開いたり、やっぱり意識的なことを改革していかないと行かないのではないかなと思うのです。

野口健さんはどう言っているかという、日本人というのは真面目だから、どの被災地に行っても、日本人は声を上げないと言うのです。苦しいとか耐えられないとかという、我慢をするという風潮がある。全世界の中でも本当に真面目で我慢強いと思われているのです、世界の中でも。だから、そういう風潮があるので、体調悪化をして、もうどうしようもなくなったときに初めて声を出すという日本人の我慢強さというのがあると言われてるので、こちら側から何かを投げかけて、どうなのですかということ聞いてあげないといけないのだとおっしゃっているのです。

それで、スフィア基準も勉強しなければいけないかもしれないけれども、スフィア基準に今のところあるのかないのかということ、ない部分があるのです。例えば、医師の免許を持っていなかったとしても、それに関連するような知識を持った人が二、三人、ボランティアの組織を立ち上げて、その人たちをお願いして避難所の施設を回って歩い

て、顔色だとか目に見えない打撲を打っていて、我慢して手が動かないとか、そういった部分を見抜いてあげるといふか、察知してあげる。そういったボランティア組織も作るということも大事だよと言っているのです。だから、スフィア基準も大事かもしれないけれども、厚岸町としてもそういう人材を確保していくということも、これから大事だと思うので、その辺の予算付けとか、研究もしていってもらいたいのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） おっしゃいますとおり、まず野口さんの部分でいきますと、以前にも委員からご提言等いただきまして、避難所内の雑然としたそういった状況よりも、屋外でキャンプとかで使うテントを張って、違う委員の方、すみません。以前にもそういったご提言がありまして、町では屋外用のテントを用意して、外の広場で張れるようなものを用意しているというものもございます。

具体的にスフィア基準にそういったものが書いているかということ、そこまでは書いていないということも事実でございますし、スフィア基準につきましては日本版ではなくて、世界のスフィア事務局、世界で出されているものを日本語翻訳版として、それをハンドブックとして出されているものを参考とさせていただきながら、運用してきているという実態にあります。

あと医師等ではなくても、そういった類似の資格を持った方のボランティアといった部分では、いろいろ避難所運営に関しては、国のスフィア基準も参考にしながら出しているマニュアルハンドブック等を参考に、避難所運営のマニュアルを町でも作成しておりますし、ボランティアの部分では、ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会、厚岸町社会福祉協議会が事務局になっておりますが、そういったところとも連携しながら、有事の際のボランティアの活用ですとか、そういったものも意見交換をしながら、いろいろ協議をしていきたいなと思っておりますし、健康管理の部分でいきますと、広域災害、大規模災害時には、国の災害支援チームということで健康管理の部分ですとか、保健師等、医療関係の部分ですとか、いろいろ各専門のチームが広域派遣されるという仕組み、JMAT、DMATですとかいろいろな名称がありますがけれども、そういった制度もございますので、活用、要請ですとかも考えながら、いかに被災者が避難所で健康を害することなく生活していけるような体制ということで、努めていければなと考えております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

8番、石澤委員。

●石澤委員 津波災害時に、職員が担当する避難場所というようなものは決まっていますか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 避難訓練において職員配置をしております。その職員配置を基本に、実際のときにも可能であれば職員を配置するというごさいますて、必ずこの場所にはこの職員が行くというようなものにはなっておりませんし、場合によっては行けない避難場所もあるということごさいます。津波警報発令中であれば、職員の身に危険が及ぶということがごさいますので。職員は勤務時間中であれば、津波警報以上になりますと、役場から消防庁舎に退避をした上で災害対策本部を設置して、その後の対応に当たるということになりますので、そこからコンキリエまでとか浸水区域を通らずに行けますので、そういったところは基本的には配置をすることを考えておりますが、浸水区域を通る部分につきましては、その状況によって判断しなければいけないと考えております。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 今回の津波警報発表のときの対応についてなのですけども、11月号に載っていたものの中で、津波警報とか大津波警報の際に皆さんからいろいろ意見があったのですが、この中で、炎天下や真冬に建物のない野外の避難場所で長時間過ごすことは難しいというような意見があったのですけれども、このときに、ご自身で寒暖差等に対応できるように、防寒や日傘などを含めた非常持ち出し品の準備をお願いしますというの、町の答えなのですよ。これは……

その避難所と避難場所の違いという、それをまず教えてください。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、避難場所につきましては、迫り来る自然災害の危機から、自らの命を守るために緊急的に避難していただく場所になります。

避難所につきましては、避難所と避難場所を兼ねているところもごさいます。その後、災害が来た後に自宅に戻って生活することができないというような方々が、中長期避難生活を送るための場所、これが避難所になります。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、この避難場所に結構長くいるのですよね。そういうことですよ。1時間とか2時間ではないですよ。下手したら半日いたり、1日いたりしますよね。そのときに、この避難場所と言われているところに、さっき出してもらった備蓄品のあれなのですけども、真龍神社とか宮園丘陵とか、こういうところをずっと見るのですが、意外に何もなかったり多かったです。そういうところに避難していた人たちにとっては、自分で身を守るのだから、自分のものを持ってきなさいということだと思えるのですけれども、やはり避難するだけで必死な人たちにそういうことがどこまでできるのかというそれも含めたことを考えて、こういうものの答えを町民に知ら

せなければならぬと思うのですが、この話、これをずっと読んでいくと、何かすごく突き放されたようなそんな感じがするのですが、基本でいけば災害対策本部の連絡手段がどうなっているのかとか、そこに職員の人がいなかったら、町民の方が連絡するとかという形になるのですよね。そういうときにも、やはり避難場所にいち早く行けるような方法、職員が危ないこととしてまで行けとは言わないのですが、その辺の自治会の人たちとの取組、お互いの交流みたいなことはどういうふう考えているのですか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 冷たい突き放したようにというご質問であります。基本的にはご自身の命を守っていただくということでいきますと、まずは自分ででき得る対策、いわゆる自助と言われる部分を取っていただいて、今、後発地震情報の発表中でもありますけれども、そういった日頃の備えというのをしていただいて、いつ来てもいように準備をしていただくという、その中に避難した際に心配になることがあれば、それに対応したものをご自身で準備できる範囲でしていただきたいというのが一つございます。

あとは、次の共助という部分で、避難場所に集まった方々が協力し合い、また地域の方々が協力し合って、各地域の自主防災組織ですとか、自治会の防災部ですとかもございいますので、そういったところでの共助の考え方に基きまして、連携を取りながら助け合ってください。

当然、公助としてやらなければならないものも役場としてはございますので、そういった部分で避難場所を整備したり、近隣の建物がない避難場所につきましては、屋外テントを備蓄、倉庫に置いておいたりですとか、そういったこともしております。いろいろこれまでもできる限りのことをしてきておりますが、当然十分な状況ではないかもしれませんが、そういったご意見も踏まえながら、対策を講じていきたいと思えます。地域との連携という部分では、まだまだちょっと我々としても課題という部分はございますけれども、共助の力を借りながらも進めていければと考えております。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 避難する場所なのですけれども、避難訓練のときに、今回は11月2日、中止になってしまったのですけれども、そのときに、宮園の公住とかNTTというようなところは訓練に使わなかったようなのですが、それはどうしてですか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ここ最近で指定をさせていただいた、今おっしゃられた施設につきましては、指定緊急避難場所ではなく、本来はそこに逃げていただきたいのですが、何らかの事情によって逃げ遅れた方が少しでも命が助かることを手助けするために、確率を上げるために、NTTのビルですとか宮園の公営住宅、町営住宅、そうい

ったところを浸水の深さよりも高い位置を確保できる建物を指定させていただいておりますので、避難は基本的には指定の避難場所、N T Tビルであれば、本来であればコンキリエまで逃げていただきたいということで、まずはその意識づけとか、本来の避難場所を知っていただくということで、N T Tとかの一時的に緊急的に逃げる場所というのは使用せずに、訓練を行うという計画をしておりました。

ただ、そうは言っても使うことも想定されるので、その後、今回はできませんでした。前回も中を見ていただいていることとはしておりますけれども、基本的にはそういった考えの下、指定緊急避難場所での避難訓練ということで実施している状況です。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 結局コンキリエまで向って歩いていくとなったときに、高齢になっている人たちにとっては、そうしたら、やはり俺は行かないとか私は行かないわというような意見が結構出たみたいなのです。常にここに逃げ込むことができるというのがないと安心すると思うのですが、よほど緊急でない限りは使わせないとしたら、自分はどこに逃げたらいいのだろうという、かえってジレンマになるのではないですか。

これは高知県の防災タワーにおける日常の備蓄の取組というのがあるのですが、ここでは、住民による共有備蓄品の提供、防災タワーを常に住民が日常的に関わって、防災タワーの一部に自分たちのものを置ける棚を作って、そこに個人の備蓄を置いて、それを行ったり来たり、常に防災タワーに行くことができるような仕組みを作っているところもあります。

自分がここだったら逃げられるという、近くにあるということは、やはり避難する人にとってはとても安心する場所だと思うのです。だから、やはり避難訓練する場所には、必ず命が助かる場所がここにあるのだということを、確かに、コンキリエに行くのが理想的かもしれないですけれども、いざとなったときにそういう行動を自分では取れるのだという安心感として、そういう訓練の仕方も必要だと思うのですが、その辺はどうですか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま例でお示しいただいた部分につきましては、避難タワーへの各自の荷物、備蓄品の配置という部分では、近くにあればそういったことも可能でしょうけれども、現にない厚岸町において、いわゆる避難困難エリア、一定の距離ですとか、計算の上避難することが困難な地域というのは、このたびの港町防災交流センターを設置したのがありますが、そういうふうに新たに建てていけば可能なのでしょうけれども、現にこれ以上のものを町の中に建てていくというのは、非常に困難な部分もありますし、距離的な部分で、実際にコンキリエまで歩いてみて避難が困難だというような方でしたら、これはちょっと我々も反省しなければならないのですが、個別の避難計画というものを避難が困難な方を対象に策定、推進をしなければならないので

すが、支援者ですとかどういった方法で避難するというのを個別に定めて対応していただくというような取組になろうかと思えます。

我々もちょっとそこはいろいろ課題も多くて進んでいない実態がありますけれども、そういったことはありますけれども、新たなものということではありますと、財源的な問題もありますし、用地的な問題もありますし、規模にもよりますが、避難タワーを一つ建てるのに7億円、8億円事業費もかかるというような実態がある中で、なかなか難しいかなというところもあります。

それと、N T Tビルとかをなぜ使わないのかと、それは災害基本法に基づく指定避難場所に、構造的に指定要件を満たさないものになっております。ですので、津波がそこに到来したときに、ここに逃げれば安全ですよと、町がここに逃げてくださいと言える施設ではないということをご理解いただいた上で、それでもやむを得ず指定避難場所まで逃げるのができない、猶予がないといったときには、少しでも助かる確率を上げるために、津波の高さより上になりますので、そこに逃げていただく。耐震性ですとか、高さの基準はクリアしてはありますが、波に対する強さの確認ができていない施設になりますので、ご理解いただいた上で、そこに逃げていただくということにしておりますので、逃げる時間に猶予があるにも関わらず、最初からそこを目指すということが、避難場所でそこを使うという心配もございまして、N T Tビルを見ていただくのは、先ほど申し上げましたように、指定避難場所であるコンキリエに避難していただいた上で、その後こういう場合にはこういった施設もありますということで、中を見ていただくというようなことは、昨年はおしてあります。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 そういう危ない場所に避難せよと言うのかなという感じがしたのです。そうではなくて、結局、今回の緊急避難のときも、自治会の人が行きましょうと声掛けながら避難困難者を誘ったらしいのですけれども、結局はその人たちが誘える人数は限られているのです。その上で、ここだったらというのがN T Tだったのです。そのN T Tの上に上がっていったら、何もなかったと。座りもできないし、トイレは使えるかどうか分からないとか、そういうような状況だったと。でも、そこまでしか行けなかった人がいるということ、避難困難者ですよ、それをどこまで考えているのかなと思うのです。そして、危機管理室だけでやれと言っているわけではなくて、役場全体でどのような取組をすることになっているのか。例えば、危機管理室はここです、それからほかの部署はこうですという、そういう取組はどういうふうになっているのですか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） N T T避難ビルは何もなかったというお話でございますが、指定避難場所ではないので、限られたという部分は食料品がないですとか、指定避難場所もないのですけれども、そういったご意見もいただきながら、他の委員からも以前にご指摘をいただいたりとかして、トイレの配備ですとか可能な範囲でやっていき

たいなと考えております。座るところに関しましても、さすがに指定避難場所、ほかのところも座れる状況にないというのがありますので、ちょっと厚さのあるアルミマット、レジャーマット、そういったものを用意させていただいたりとかしておりますので、取り得る可能な対策につきましては、今後も検討しながらしていきたいなと考えております。

それと、安全ではない施設に逃げろと言っているのかというようなご質問でございますが、先ほどの答弁の繰り返しになります。そこを承知いただいた上で、間に合わない場合にはそこに逃げていただく。そこに逃げなければ津波に飲まれて、9分9厘犠牲になってしまうというようなことを避けるために、少しでも命が助かる見込みのあるところに逃げていただくという観点で、そこを指定避難場所まで間に合わない場合の一時避難場所ということとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

危機対策室だけではなくという部分でございますが、基本的にはそういった避難場所等の整備につきましては、私ども危機対策室が中心となって行っていますが、それぞれの所管の施設等も活用させていただいている部分では、そういった部署とも連携を取りながら、協議をしながら進めていっているというような状況になっております。

●委員長（室崎委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 もうやめます。

これから、今回のことでいまだにすごく不安になっている人がたくさんいるんです。今回、町長が町長の町懇、そういうのを行ってくれているようですので、そのときに出たいろいろな意見も含めて、やはりここは本当に津波がなければ何のことないのだけれども、津波が必ずあるというのはすごく情けないけれども、そういう場所なので、それも含めて、そのときにうまく連携を取れるような、そういう動きを全体で考えてもらって、その上で支援とか、それから避難とか、そういうプロフェッショナルみたいなものを、役場の中でチームみたいなものを作って、それから町民に発信してもらって、そういう取組をこれから続けていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

今、私が自治会に出向いて、先ほどもお話ありましたスマイルトークということで、自由な意見を出していただく、こういうような場を今作らせていただいております。まだ三つの自治会しか回っていないのですが、やはり災害のお話がたくさん出てきているところでございます。私も言っているのは、まずは自分たちがどうやって逃げるか。要は、自宅にいただけではなくて、この場、いろいろなところに場所がありますので、そうなった場合に災害が起きたら、まずはどこに逃げなければならないか。やはり、自分たちがまず災害に対する考え方を意識していただきたいというのを言わせていただいています。そのほか、共助・公助ということで、7月30日にありましたように、津波警報があつてすぐ職員が駆けつけられることはできません。そういった中では、やはり自治

会、またそういった部分を活用させていただきたいということで、自治会にはお話をさせていただいております。これは役場のみならず、やはり行政とまた町民とで話をしながら、そういった形を作っていければということで、お話をさせていただいております。これから回る自治会も、同じような話はさせていただきます。それぞれの地域、自治会の部分は、おそらく必要性も、何のものが足りないだとか、やはり山の地区、また海側の地区とありますので、それぞれの考え方があるとは思いますが、やはり災害は、これらの行政だけでは解決できることではございませんので、町民皆さんの力も必要だということでもありますので、先ほど危機対策課長もありましたように、皆さんと考えながら、やはりこの災害に対する意識を持っていただくと。

つい月曜日もありました津波注意報、こんなことを言えばおかしいのかもしれませんが、今まで津波注意報となれば、正直に言いまして、あまり避難をされる方が少なかったということですが、やはり7月30日の津波警報、また本当に忘れてはならない3.11の東日本大震災、そういった中では、今回の津波注意報でも数名の方が避難場所に避難をしたということでは、私たちもこのように災害に対する部分では伝えてはおります。

そういった中では、先ほども言うように、私の今やっておりますスマイルトーク、これも広報紙なんかにも、どういった意見があって、どういった回答をさせていただいたというのは載せさせていただきたいと思えます。もちろんホームページでも出させていたのですが、人口減少ということで、これからは人が減っていくということになります。まして自治会も高齢化で人手不足ということでもありますので、自治会ばかりにお願いをするのではなくて、やはり行政と一緒に自治会も考えさせていただければということでもありますので、これはもちろん災害だけではございません。いろいろなものがあります。私もそれぞれの自治会の悩みだとかの部分聞いて、一つでも町政につなげていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思えます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

10番、堀委員。

●堀委員 ここで11月17日に強風によって消防の出動を仰いだ中で、何件か屋根の飛散防止や何かそういうものの出動があったやに聞いているのですけれども、まずその状況について教えてください。

●委員長（室崎委員） 休憩にします。

午後1時40分休憩

午後1時44分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 11月17日の強風ですが、当時は強風注意報ということで気象情報が発表されております。そうした中、湾月の建物において、これは小屋になりますが、屋根が剥離しているということで連絡がありまして、高所なものですから、我々も現地に行っていますが、消防にも連絡して応急対応をしていただいたということでございます。

あともう1件、真栄でも同様に2階ほどの外壁のトタンが剥離して、こちらも消防で対応をいただいているといった状況でございます。

●委員長（室崎委員） 10番、堀委員。

●堀委員 当然その前の強風警報のときにもあったと思うのですが、これらのときに飛散防止のための原材料、板材とかたるきや何かというものを、当然消防で備蓄していたものを使っていると思うのですが、今回の補正予算の中では、原材料の補填的な予算というものが見られていないのですけれども、それらは時間的に間に合わなかったからあれなのか、それとも予算での補充というものは考えていないのかどうか、これについてどうなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 現場的には我々が対応できないという部分が多いものですから、消防に対応いただいているのですが、それに必要なたるきですとかくぎですとか胴縁ですとか、そういったものは当初予算に計上させていただいて、我々が資材を購入してストックしてそれを使っただくということで、足りなくなれば補充するというようなことで用意をしております。

●委員長（室崎委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。

では今回予算の計上がないのは、ストックがまだまだあるのでといった中で安心できるのですけれども、ちょっと若干変わるのであるけれども、飛散して消防の出動を仰がなければならないような施設といったものを危険家屋とか危険建物、当然、空き家であればそういうような対応というものも出てくると思うのですが、そちらの対応というものはどのようなことをされていたのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

人が住んでいない空き家の危険家屋という部分では、近隣の方々から情報が来ることがございます。そういった場合には、所有者に対してこういう状況になっているので、

対策を取ってくださいという連絡をこちらからしております。

●委員長（室崎委員） 10番、堀委員。

●堀委員 連絡をして、それで対策というものがしっかりできていると確認しているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

すぐに対応していただく方もおられるのですが、実際にすぐに対応ができていないという場所もあります。そういった場合には、数回に分けて通知をして、早急に対応していただくということをしていただいております。

●委員長（室崎委員） 10番、堀委員。

●堀委員 近隣に住宅がある中で、空き家となっている家の屋根の部分というものがもう剥離してしまって、結構周りに端材が飛んだりといった中で、何回か役場にも何とかしてくれという電話をしている中で、今言われたように、所有者に連絡をしているだけで終わっているのです。それで、いつまでたっても対策というものが進まないのだけでも、何とかならないのだろうかという話があるのです。これについては、やはり近隣の住民にもう既に、そういう被害というものを被っているような中においては、代執行というものもしっかりと視野に入れた中で、相手方との強力な交渉というものをしていかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 委員おっしゃられるとおりです。

今年ではないのですが、以前には本人の許可をいただいて、こちらで飛ばないように形を取らせていただいて、その費用はその方から負担いただいたということもございます。

今のおっしゃるところはどこかは後で確認させていただければと思うのですが、そういったことも考えながら進めていきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

7番、南谷委員。

●南谷委員 尻馬に乗るようで申し訳ないのですけれども、今、質疑を聞いておりました。大体、納得、理解をさせてもらったのですけれども、1点だけお尋ねをさせていただきます。

今回、実際に強風が吹いていました。今回の実態に合わせて、そういう届出、担当課に近隣の住民やれ役場に通報というのはあったのでしょうか。何件くらいあったのか、それから、もしあったとすれば、その後、実際に何件くらい町として動いたのか、この辺について説明をしていただきたい。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時51分休憩

午後 1 時56分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） 貴重な時間を大変申し訳ございません。

強風にかかる問い合わせです。うちに来ているのが4件ございます。宮園で1件、梅花で1件、松葉で1件、上尾幌で1件という4件でございます。そのうち、上尾幌につきましては連絡がついて、本人に今、対応していただいているところでございます。そのほか3件については、2件が所有者が分かっておりますので、そちらに連絡はしておりますが、その後、状況が進んではございません。それから、残る1件については所有者が不明というところで、何も措置が取れていないという状況ではあります。

- 委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 件数は分かったのですけれども、それに対して担当課としてどのような対応をされたのですか。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

先ほど所有者が分かりました2件につきましては、こちらからそういう状況になっているので、措置を取ってくださいという連絡は取っておりますが、いまだに取られていないという状況ではあります。

先ほどお話ありました危険な建物ということになりますので、このまま危険な状態が続くようであれば、最終的には特定空き家という認定をしてからでないかと、先ほど堀委員からもありましたとおり、代執行ということができませんので、今言った残りの3件の家屋については、まだ特定空き家に認定されておられません。ですから、今後、このままの状態だとすれば、空き家協議会がございまして、そちらに案件をかけて諮ってから、町長が最終的には決定するのですが、認定をした後、もし代執行を行うということであれば、その後でないといけないということになります。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 実際にそういう措置は取られているわけですね。ところが、その辺が見えないのです、町民には。近隣住民から言ってくれた人にきちんと答弁を返していない、説明をしていないと思うのです。

昨今、秋になると風が強くなります。もう屋根の破風がない住宅が結構あります、空き家で。そうすると、強風が吹くと飛ぶのではないかと、非常に心配している方々がおります。ですから、当然飛んだ場合は消防なり、町にお願いして何とか言うのだけでも、ぱたぱたして浮き上がったとか、一部破片が飛んできた、これらに対して非常に恐怖を持っております。ですから、町としても大変でしょうけれども、しっかり対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 委員おっしゃるとおり、けがをしてからでは遅いということになりますので、所有者が分かるところは、引き続き連絡をして対処していただくようにしていきますし、不明なところについても何とか分かるよう、もしくは、先ほど申し上げました危険な状況が続くようであれば、特定空き家に認定した後、しかるべき措置、安全措置が取れるように進めてまいりたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2目災害対策費、他にございませんか。
4番、金子委員。

●金子委員 厚岸町防災備蓄品等整備状況の資料について、2点お伺いさせていただきます。

②の合板ベッド500というのが大型防災備蓄倉庫、太田に500台ベッドが、多分これは寄附していただいたベッドだと思うのですが、ありますが、この備蓄倉庫に500台のベッドを置いておくだけだと、宝の持ち腐れの状態だと思うのですが、これを災害時に振り分けたりするのか、それとも各施設に配付するのか、どう考えているのかをお伺いしたいのが一つと、もう一つが同じ②の資料の車椅子です。合板ベッドの右側にある車椅子、1台がコンキリエです。資料の②の次のページに、森林センターに車椅子がもう1台で、避難する場所に車椅子が全部で2台しかない状態だと思うのです。町としては、避難した際にこれで車椅子が足りると思っているのか、それともこれから計画があつて対応していくのか、この2点についてお答えください。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、合板ベッドでございますが、ご質問者のおっしゃるとおり、寄附をいただいた500台がこの合板ベッドになっております。この500台につ

きましては、他の段ボールベッドも同様ですが、集中保管ということで、湖南地区では森林センター、湖北地区では太田の倉庫と、そのほか湖北地区では飲食料ですとかはコンキリエの倉庫にも集中保管している状況にありまして、これらを避難所開設時には各避難所に運んで使うということで、集中保管をしておりました。

ただ、これまでの7月のカムチャツカですとか、それ以前からもちょっと検討・協議を進めていたのですが、一定のものは各避難所に可能なものは分散して配置するようという考えの下、準備を進めているところでございますが、いかんせん、特に段ボールベッドにつきましては、保管スペースにかなりの面積を要すると、また、保管状況も良好でなければ湿気ですとか心配なところもありますので、なかなか難しい部分はありますが、そういったことも検討しながら、分散配備も考えているところでございます。

あと車椅子につきましても同様に、集中保管という観点でその2か所に配備しておりますが、例えば、今回新たにできた防災交流センターですとか、学校ですとか、既存施設の車椅子もあるものは活用させていただいて、ないところということで用意をさせていただいておりますが、これで足りるのかという部分につきましては、避難される方の状況にもよりますので、一概に足りる足りないと言えない状況かなとは思いますが、いろいろ今後も検討しながら、こういったものをどれだけ用意したらいいか、全体の中で考えを整理させていただければなと思います。

●委員長（室崎委員） 4番、金子委員。

●金子委員 詳細説明いただいて、合板ベッドに関しても振り分ける考えだというのは理解できました。

ただ、今お話を聞いた中で、車椅子に関しては、この1と1ということは、車椅子が2台しか災害時用がないというのは、考えるまでもなく足りないと思われるのですけれども、これに関してはいかががお考えでしょうか。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 先ほども申し上げましたとおり、各施設にもともと備わっている車椅子の活用も含めてということになりますので、委員おっしゃいますとおり、ちょっと足りないかなという部分もありますので、精査をしながら検討させていただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3目消防施設費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目教育員住宅費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目スクールバス管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項小学校費、1 目学校運営費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目学校管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項中学校費、1 目学校運営費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目学校管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目文化財保護費。
1番、竹田委員。

- 竹田委員 前にもお願いしていたのですけれども、厚岸町の宝物を探して、それを保護しようという活動をしていこうということで、一般質問をさせていただきました。その後、どういったことで取り組んできたのか、伺いたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

以前、厚岸の貴重な宝物についてのご質問を承っております。

博物館としましては、厚岸町の歴史・文化を残すものということで、歴史的な資料として博物館活動に資するものについて収集しているというところがございます。文化財としましては、歴史的な価値があるものというところを見て、特化して収集している部分がございますので、お宝という点で募集をしているということはないのですが、海事記念館で、博物館活動の中で特別展をやる際に、貴重な昔の歴史を伝える写真とか、そういうものがございませんかというような投げかけも実はしております。ちょっとお宝という観点ではないのですけれども、町内に残っている貴重な資料であったり、また、昔のことを今に伝えるような何か品物等ありますかという観点で収集等はしてございません。

- 委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

- 竹田委員 それは何回くらいやりましたか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 実は、海事記念館通信等、情報紙を発行しているのですが、そういうところにも載せたことが、すみません、今、正確な数字はないのですが、写真展につきましては、今年に入りまして特別展を開催しまして、その実施に向けて約1か月程度、そういうものを募集しますというような投げかけをした経緯がございます。

●委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 問題は、宝物になるものを探し当てて、もう厚岸町にはこれ以上探してもないですよというくらい、やったのかやらないのかということなのです。何人かに取りあえず写真みたいな古いもの、参考になるものがあつたらちょっと見せてという程度でやるのだったら、それは見つからないですよ。

そういうことを僕が頼んでいたのではないと思います。お宝探偵団に、テレビに出るようなものが、もしかしたら厚岸町にあるのではないのと、そういうものを探せませんかという質問だったはずなのです。そんな話ではないです。だから、把握していないということではないですか。全く把握していないのです。だから、全然話違うよ、それであれば。お宝だよ。写真だってお宝になるかもしれないけれども、そういうのをやってくださいと、本当に厚岸町にこんな貴重なものがあつたのかと、びっくりするものがありましたと、もしかしたらあるかもしれない。だから探してくださいと言ったのです。ないかもしれないですよ、探した結果。そこまでやってほしい話を僕はお願いしていたはずなのです。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご指摘に対してお答えするのですが、私ども博物館としまして、文化財行政としましては、なかなか歴史的な価値があるかというところについて把握して、町民の方がお持ちのものを収集するという視点でやっておりましたので、ちょっと今、ご質問者がおっしゃった視点での対応というところは、なかなかできないでいたのが事実かと思えます。

今後、そういう部分、我々博物館、文化財行政の中で関われる部分、ちょっと整理させてもらいたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 何でそういうことを言ったかと言ったら、厚岸町は、誰か一般質問でも言っていたけれども、「花と味覚と歴史のまち」というくらい、厚岸町は本当にここができたのは古いのです、この北海道全体の中でも。そういった部分で、この蝦夷の三官寺もあるという部分からいって、江戸時代からの交流、正行寺にしても国泰寺にしても、歴

史深いものがあるので、そういったことからすると、何かあるのではないかと思うのです。だから、お宝といったら、確かに純金を持っていますというのも宝かもしれないけれども、僕の言っているその宝物というのは、最近の高額で買った宝物ではなくて、本当に歴史のあるもの、これは大切に保管しなければいけない、でも、個人が持っているとその価値観というのがよく分からなくて、廃棄してしまったり投げてしまったりして、そういえばあのときに何かあったよなど、もう投げてしまったよというその価値的な財産を見失ってしまうケースがある。だから、探してみてくださいというお願いなのです。そこをちょっと考え直して、ぜひやっていただきたいなと思います。もう一度お願いします。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 大変申し訳ございませんでした。

ご質問者の意図を今お聞きして、厚岸の歴史が古いという中で、我々博物館、文化財行政も歴史について、そういう資料をまとめて収集していくという意図では同じだと考えますので、その歴史の部分、そういうものを町民の方が古い歴史を今に伝えるものを持っているということのお話があれば、収集していくと。

それと、先ほどとちょっと繰り返になりますが、海事記念館の紹介している海事記念館通信等を使ってでも、そういう部分で投げかけることを随時やっていくようにしていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

4目文化材保護費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

5目博物館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目情報館運営費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 9款5項6目情報館運営費、需用費修繕料45万9,000円の補正でお尋ねをさせていただきます。

経年劣化による椅子の座面の布の修理費39万5,000円、10脚分の張り替えという提案説明でございました。39万5,000円、10脚というのと、1脚当たり3万9,500円の修理代、非常に高額だと思います。損傷状況と、なぜこの高額な費用をかけ修理するのですか。約4万円でございますが、新品の椅子が購入できると思います。張り替えを選択した理

由を説明してください。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、情報館の修繕料としまして、備品である椅子の布の張り替えということで上げさせていただきました。こちらの10脚、経年劣化で座面であったり背中が当たる部分、こちらの布が劣化して、今回上げさせていただいております。

今、ご質問者からあったとおり1脚当たり4万円ほどということで、かなり高額になってくると。実はこの椅子、情報館が開館した当時に入れているものでして、当時1脚13万円ほどのものとなっております。こちらは決して高いからすばらしいものということではなくて、当時この13万円、北海道で活躍する木工作家の方が、情報館の中の椅子を全てこの作家が手掛けたものということで、情報館の建物の設計コンセプトとしましても、木製の建具を多く使用して、優しくくつろげるもので入れるということのコンセプトの下に入れた形になっております。長時間座っていただいても、来館者にゆったりとして見ていただけるということで、新しい椅子ということもあるのですが、やはり、この施設のコンセプト、こういう作家が手掛けたものを大事に使っていきたいという思いもありますし、この布を貼ること自体も職員でと思ったのですが、やはりちょっと素人ではできないということで、業者に見積もりを取って、こういう額で今回上げさせていただいた次第となっております。

以上です。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 よく分かりました。

4万円くらいかかるのであれば、私はリラックスした椅子を十分買えるのではないかと思いますので、普通は。ですけれども、情報館という特殊性、それから当時設立のとき以来、情報館のイメージに合わせて、古き良きものを大切にするという心、やはり大事だと思っております。この1脚4万円近くかかるけれども、これを直すという思いに至ったことに敬意を表します。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） どうもありがとうございます。

職員も布、座面であったり背もたれのところが裂けているということで、利用者からお声掛けいただいております。何とかいい方法がないかという検討の中で、今回このように上げさせてもらいましたので、この設置した椅子を大事にこれからも使っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 6目情報館運営費。ほかにありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

6 項保健体育費、2 目社会体育費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目温水プール運営費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目学校給食費。

1 番、竹田委員。

- 竹田委員 学校給食費でお伺いしたいと思います。

委員会に付託されていた案件がありました。学校の給食を保育所、幼稚園にも提供できないかということで、結果として、委員会の付託では町側の説明、それから施設の管理されている方のいろいろな話があって、今回は見送りになってしまった。要は、給食を取り扱うことはできないという結果になりました。この本議会で結果的には了承されなかったという結果になったわけです。そのことを重く考えなければならないと思うのです。給食の部分については、ぜひ保育所、幼稚園まで提供していただきたいという町民の声は事実的にあったと。今後、本議会ではもろ手を挙げて、皆さんがそれでいいよとならなかったということを重く考えていただきたい。

僕の要望としては、配達するルートだとか何とか、確かに難しい面もあるかもしれない。だけれども、1 歳未満、その年から 6 歳まで、小学校に上がる数か月前までの年齢、高い年齢の人たちは小学校に上がったら、小学校 6 年生と同じ給食を食べるのですよね。そうしたら、煮る硬さとかが同じく作れないと、また、刻むときにさいころの大きさが大きすぎるから、もっと細かく切らなければならないから、大変だというのであれば、3 歳くらいになったらもう小学校 1 年生、2 年生と食べるもの大した変わらないです。そういった部分で、1 歳からの給食が駄目であれば、3 歳、4 歳、5 歳、6 歳、例えば、6 歳から始めるとか、そういう努力義務というのはやはり今後なされていかなければならないだろうと思うのです、絶対的に。

実際、ほかの町村でもやっているところがあります。100% どうやってみても、そんなことをやったら駄目だということのデメリットも確かにあるかもしれない。そこまで子供たちのことを考えられない、予算的にも措置できないと、ましてや、小学校 1 年生からの給食費が厚岸町としては無料になっているわけです。今後、国としては全部無料にしていこうという動きもありますから、だから、町としての考え方は、議会の結果も踏まえて、もう考え方も何もしないよではなくて、今後どうしていくかということの部分については、ぜひ取り組んでいってほしいのです。来年の 4 月までとか、そういう難

しい部分ではなくて、1年、2年かけてもいいから、ほかの町村の具体例を見ながら研究して行って、どうやったらやれるのかということ、ぜひ前向きに考えて行ってほしいのです。

結果としては、町側の説明では、委員会付託したけれども、結局はできませんという答えになったかもしれない。でも、それをやることによって、どのようなメリットがあるのだろうかということ、もうちょっと考えていただきたいと思うのです。その部分については、町長、ぜひ前向きな検討をして話をしていただければ、本当にお母さんたち、今、生活が大変だ、大変だと言いながら、子供たちを預けて共稼ぎをして頑張っているのです。

そういった部分では、ご飯だけ自分で持って行って、おかずだけ用意してくれればいいと、様々な意見があります。何ができて何ができない、何がメリットで何がデメリットなのかと、もうちょっと厚岸町側としても、今回の問題について研究していただきたいなど、すぐやれということではなくて、そういう部分では、ぜひ考えて行ってほしいなど思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

町にも請願書をいただいたというところで、町としても考えたところがございます。やはりこの不採択の理由の、一番、昨日の議会の中でも、やはり衛生面、要は安全面ということで、例えば、給食でいきますと、給食センターから各学校に行くとなりますと、本当に食管、こういうのをちゃんと密閉して運んでいるというのがあります。それが幼稚園でできるのであれば可能になるのかもしれませんが、なかなかそこまでの設備投資は幼稚園でも難しい。そうしたら、保育所からとなっても同じことが言えるのです。

あとはもう一つ考えたのが、これがよろしいかどうかはあれですけれども、業者委託をして、その部分を、例えば、町から助成を出すだとかということもあり得るのではないのかなと思ったのですけれども、なかなか業者もやはり単位が、それだけの人数がいれば、そういうことも可能なのかもしれませんが、難しいというようなお話をちょっと聞いておりました。

ただ、議員おっしゃるとおり、不採択ということで、昨日の議会の中では一定のそういうような決断はあったのかもしれませんが、町としても引き続きなのですけれども、なかなかのこういった場合は、はい、町長やりますということは簡単には言えないのですが、勉強させていただければと思っております。できる範囲、どういったところでできるのかと、また、そういった事例はないわけではないのですが、そのやっている事例も、どうなのだろうかということが正直言ってあります。やっているから、その真似をすれということが、そうしたら町として私として、それを指示できるかといったら難しいところはあります。ただ、これからいろいろところでそういう形がもう出てくるかもしれません。それを参考にしながら、ちょっと勉強させていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 昨日のテレビのニュースだったか、今日だったか、ちょっと脳が軟化しているので、忘れてしまったのですけれども、災害所で地震が起きた後に、小学生の子供に災害備蓄のレトルトが、もうそろそろ、多分その賞味期限が切れるのかどうか、そこまでは聞かなかったのですけれども、レトルトになっていたカレーのルーを、給食センターの天井が落ちそうで、危なくて作ってられないということで、急遽災害の備蓄から持ってきたレトルトをみんな食べていたと。常温だったので、いつも温かいカレーを食べているのに冷たいカレーを初めて食べましたみたいなコメントがあったのですけれども、それは問題ではないのですけれども、レトルトパックにしたものを乳幼児の、例えば瓶に入ったものとかレトルトパックに入ったものとかいろいろあるのです。離乳食とかも今いろいろたくさん食べ物があります。

こういったものを、例えば、1か月に1回でもいい、一週間に1回でもいい、できるだけのごことで、調理をして与えるというのは最高にいいかもしれないけれども、子供たちに同じものを食べるという部分の良さと、それから、お母さんたちの週に1回でも、1か月に1回でもいいから、この日は給食、ご飯を作らなくても良くなったということでも手助けできるのではないかなと。あくまでも作って出さなければいけないということでもないのかなと思います。そういった部分も含めて、研究して行っていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

私も昨日、テレビで拝見させていただきました。レトルトのカレー、それとパンということで、パンをカレーにつけながら食べていたということで、子供たちの意見でいきますと、あまり好ましいような感じではなかったと、ただ、やはり災害が起きたということで、給食センターが動いていなかった中では、あのような対応をせざるを得なかったということでもあります。やはり子供たちに食べさせるこれらの給食の一つのいいところは、栄養が計算されて提供しているということがやはり大事だと思っています。

先ほど議員もおっしゃるように、そういうようなレトルトも、災害の際にはこういうものもありますよということで、一度食事で提供するのもよろしいのですけれども、できれば栄養面を考えますと、やはり同じような保育所、もしくは学校給食で出しているようなものを本当は食べさせればよろしいのかなと思うのですけれども、先ほどもお話したように、やはり衛生面、安全面と考えた場合、難しいところはあるのかなと思っています。ただ、今、レトルトも本当にすごいものがたくさん出てきているところであります。これは災害のものだけではなくて、普通に一般のご家庭でも食べられるようなものというのがありますので、そういうのも含めてどういった形で、給食の提供、本当に毎日ではなくても、何日かに1回でも提供できるのかどうか、そういうのも含めて、ちょっと勉強させていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。

- 委員長（室崎委員） いいですか。
学校給食費、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
11款1項公債費、1目元金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目利子。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 12款1項1目給与費。
7番、南谷委員。

- 南谷委員 12款1項1目給与費、マイナス1億5,934万1,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

給与費の1億5,900万円全体なのですけれども、特別職、一般職給与、それから任用職員報酬、会計年度任用職員の減額補正だと理解をしております。

提案理由の説明欄の記載のとおりですとなっているのですけれども、これだけの大きな数字の減額となっている内容が理解できません、はっきり言って。見てくださいと言っているのだけれども、これだけの大きい数字、それぞれ書いているわけでもないし、全く僕の頭では、何でこの1億5,900万円が減額になったのか、理解ができません。人件費全体でいいのですけれども、当初予算と比較して採用状況も含め、大きな減額に至った要因を説明してください。

- 委員長（室崎委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、当初予算の作成は約1年前、12月で大体その時点のもので作るようになります。まず人数が、今回給与費明細書88ページの表の右上にあります、会計年度任用職員表になります、以外で人数、マイナス22人。88ページの右上です。上の右側の表です。上の表が会計年度任用職員以外ですので、正職員が補正後が181人で補正前が203人。これは一般会計の人数になります。減が三角として22名。その下の表が会計年度任用職員で72名が65名になって7名の減というような人数になっておりまして、これが大きな影響になってきます。

それで、人数のお話をさせていただきますと、この当初予算、去年の12月段階で作る

ものですから、そのときは今の表の203人という中には、採用を4名見込んでおりましたが、これは一般職です。一般職と専門職と分けるとまた分かりづらくなりますので、合計した中で数字は言わせていただきます。

採用であります。8名を当初予算では見ておりましたが、実際に3名採用でそこでマイナス5になります。それと退職予定です。もともと退職予定を当初では8名と見ておりました。それが今回は24名退職した。そこでマイナス16になります。あとは会計間移動です。そちらで当初2名で見ていたのが1人になってマイナス1になりまして、これを合計するとマイナス22人になります。今の状況に合わせるということは、去年の当初を作ったときのそのままの人事であって、それが今の状況の人事になります。今の退職も今年度、4月に入ってから今時点までの退職も含めますので、町長、副町長の一般職からの退職ということで、そちらの退職には入っております。この22名の退職が大きな要因となっております。会計年度任用職員では7名の減でしたが、実際の採用が応募がなかったりしたもので、期間が短くなったのか、そういうものを合わせまして減となっております。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると大きな要因は、職員は、会計年度もそうなのだけれども、職員数が当初見込んでいた数字よりも大幅に減になったと、退職されたという理解でよろしいのでしょうか。本来、ベースアップされているから、給料は同じですか。令和7年と6年の給与自体は同じ、人数が同じであればアップはないのですね。単純に減だという認識でよろしいのですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） まだベースアップ等はこれには含まれておりませんので、あくまでも人事異動、採用、退職を整理したもので、今こういうような状態になっています。というのも、やはり4月以降も退職があったという部分と、去年の予算を作ったとき、まだその時点では退職が1か月前の本人からの届出になりますので、その時点では把握できていない部分だったりがあります。退職が思った以上に多かったというところがございます。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 大きな要因が人員の退職。現状の職員の体制でございます。人数不足だということも明らかになりました。業務の遂行上、影響はないのでしょうか。これで5億円の人員減となっております。この影響、業務を遂行していく上で、どのような状況なのか、その辺の影響と、この人数不足を今後どのように対処されていくのか、この辺も含めてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今の現状であります。退職した後、この人数減によりまして、もともと部署で再編して人数を減らしていたり、見直して人数を減らしたりというところもありましたけれども、単純に減っている部分では、会計年度任用職員をお願いしている部分もありますし、あとは総務課の私どものところで言いますと、今年は国勢調査がありました。そこで、例年ですと人を貼り付けていたりはできたのですが、今年はできないというところで、課全体でスタッフ制ではないですけれども、ほかの係と一緒にやってやるところもあります。ほかの係でも多少超過勤務では増えている部分はあるかと思いません。

今後ですけれども、今年度の採用試験は、管内の町村会でやっている部分が、大卒、高卒と大卒・高卒の共通と今、三つやっております。その中では2名内定。その後、町としましても独自で採用試験をやっております。町長からも年度の途中でも随時募集をかけていって、採用できる年齢も今回は45歳までの年齢枠を長くしまして試験をやったところ、そちらでは3名ほどというようなことで今進んでおります。今後もまた町独自の採用試験を、昨年も最終が1月にやっております。今年度もその人数によっては、そこら辺も考えながらまた進めていきたいと考えております。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 採用試験、人材の確保に努力をされているということはよく分かったのですが、一般質問をさせてもらいました。あみかの問題で、連携を取り合っとうろうという部分で。私を感じるころでは、あみかの人員も相当減になっています。あみかのスタッフ、経験者が辞められている。間違いなく減になっていると思っております。ですから、その分、仕事は国からの下りてくるものがどんどん早い回転で動いていくのに、経験者は辞めていかれる。人数も減になっている。非常に詰まってきたから、私の感じる範囲では、業務量が1人当たり多くなっていると思うのです。だから、お互いに連携をし合わなければ大変厳しい状況にあるのではないのかな。そういう中でも懸命に連携してあって、町民のサービスに努めている。これが実態だと思うのです。ですけれども、あまりそういうのが詰まると、職員は嫌気が差しますよ。その辺も含めて、人員の体制、これらについてはやはりしっかり理事者側としても上のほうの人間は、職員の体制、時間外が多くなりすぎる、そういう問題も含めて、サービスは町民から求められるわけです。私も議員として、皆さん頑張ってくださいよというものの、要求は多いという時代に入っております。そういう中では、これからも職員の指導もそうだし、連携体制というのは、管理職の皆さんは大変だと思います。しっかり頑張って指導してもらったり、連携を密にされて少ない人数で効率のいい仕事、これが求められていると思います。そういう意味では、しっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 職員数につきましては、これからも確保できるように努めてまいりたいと思います。やはり超過勤務が多くなったり、疲れが出てきたりすると、気持ちは士気、本人の士気も下がってくるということもありますので、そこら辺は私どもも気をつけながら、職員の確保をして、町民サービスを低下させるわけにはいきませんので、そこら辺を考えながらまた進めていきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目給与費、給与明細書を含めてですが、他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条 債務負担行為の補正です。

債務負担行為については、6ページ、第2表 債務負担行為補正と、7ページ、債務負担行為に関する調書補正となります。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条 地方債の補正です。

地方債については、8ページ、第3表 地方債補正と、9ページ、地方債に関する調書補正です。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。

午後 2 時46分休憩

午後 3 時20分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

次に、議案第99号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第99号からの審査の進め方は、款、項により進めます。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項徴税費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 5 項特別対策事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3款1項国民健康保険事業費納付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7款1項基金積立金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9款諸支出金、1項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12ページ、13ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10 款諸収入、2 項雑入。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款 1 項介護サービス等諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3項介護予防生活支援サービス事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5款1項介護給付費準備基金費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 16ページから18ページまでは、給与費明細書です。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、2項徴収費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項自己負担金収入。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3款道支出金、2項道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7款1項繰越金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8款諸収入、1項雑入。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

10ページ、令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算説明書をお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款水道事業収益、1項営業収益。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項営業外収益。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3項特別利益。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項営業外費用。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

12ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項企業債償還金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2ページをお開きください。

第5条、企業債の補正です。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

次に、第7条、利益剰余金の処分です。

3ページと4ページは、補正予算実施計画です。

5ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

6ページから9ページまでは、給与費明細書です。

13ページから16ページまでは、予定貸借対照表です。それと注記です。ございませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） 総体的にご覧いただけますか。

(なし)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

12ページ、令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算説明書をお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款下水道事業収益、1項営業収益。

(なし)

●委員長（室崎委員） 2項営業外収益。

(なし)

●委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款下水道事業費用、1項営業費用。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項営業外費用。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益的支出を終わります。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

14ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7項負担金等。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項企業債償還金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2ページをお開きください。

第5条、継続費の補正です。

継続費については、11ページの継続費に関する調書となります。

次に、3ページ、第6条、企業債の補正です。

次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

4ページと5ページは、補正予算実施計画です。

6 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7 ページから10ページまでは、給与費明細書です。

16ページから19ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1 ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

12ページ、令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算説明書をお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

7 番、南谷委員。

- 南谷委員 委員長、広がっても構いませんか。一発で終わらせますので。ありがとうございます。

細かい部分は別にして、1 款病院事業収益、ここでお尋ねをさせていただきます。

後先になるのですが、一般会計から12月で1億5,000万円繰入れしております。昨年も1億5,000万円でした。当初の数字というのは、12月現在で比較しますと、令和6年は5億3,800万円、今年、令和7年は12月末で5億2,000万円、この1億5,000万円、昨年も1億5,000万円、全く同じ数字の繰入れでございます。一般会計からの繰入れ。そうしますと12月末時点で、この差が1,800万円発生します。当初予算で1,800万円多かったわけですから、同じ1,500万円を今回繰入れ、一般会計から入れています。ですから、去年と比較して当初の予算1,800万円下がっているという理解をいたしました。その上でお尋ねをさせていただきます。

この医業収益の中でも、外来収益で4,500万円ほど下がっています。これらも含めて、今年の病院の収支は、現時点で当初予算と比べてどのような状況なのか、概略でい

いですから説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 一般会計繰入金の中身につきましては、委員おっしゃったとおりの中身になっておりまして、去年との比較では、総額的には1,800万円ほど今のところは減額となっているという状況になってございます。

ただ、この中に一般会計繰入金の中でも、4次予算に投入するものと3次予算に投入するものがありまして、4次予算に投入するものが減っているものですから、総額的には減っているように見えますけれども、3次予算に充当する一般会計繰入金が伸びていると、全体的にいうとそういうような流れになっていますけれども、総体的には繰入金は減っているという状況になってはございます。

その中で、委員がおっしゃった外来収益が大きく減っているという部分でございませうけれども、これは当初見込みの部分では、去年の実績と比べて、我々もちょっと患者の人数とかいろいろ計上したのですけれども、実際的には、今、発熱患者をみていたものが、新型コロナも含めて大幅に今減っているという状況があって、結果、この人数でいきますと、1日当たり平均40人減っているということで、総体で4,500万円ほどの外来収益が減収になっているという今の状況でございませう。

発熱患者も若干また増えている状況でありまして、総体的にはまだ分かりませうけれども、今後、状況を見ながら、また3月補正で対応していかなければならないのかなと思っておりますし、併せて入院患者も減っておりますので、その部分も含めて、今後の1月、2月の状況を見た中で、対応していかなければならないかなと思っておりますけれども、いかんせん、やはり非常に厳しい状況が続いているということは、今のところ間違いないのかなと見込んでいますところでございます。

●委員長（室崎委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 当初予算を令和6年より低く見えています、厳しく見ると。それで、実際にこの当初を計画していれば、繰入れが同じなものですから、僕にすれば状況に応じて繰入れをしてるよと、当初スタートは小さく見たのだけれども、入れている金額は一応5,000万円だと、同じ金額だと。そうすると、当初予定どおり推移している、総体バランスとしては同じ状況で推移している、こういう見方をしてよろしいのでしょうか。

それから、患者数なのですからけれども、どうなのでしょう。昨年と比較して当初予算で見たとおり、この辺も含めて収支状況はどうなのだろうか。この辺はお医者との関係も含めて、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 一般会計繰入金の状況でございませうけれども、委員からご指摘があった部分なのですからけれども、実際的には先ほど私が申し上げました4次予算に

投入する繰入金が減っているということなので、本来であれば3次予算も含めて、会計上その分だけ減額になっていなければならないのですけれども、それが基本的には1,800万円の減にしかになっていないということは、医業収益がこれだけ4,600万円も落ちていますから、本来はその分考えると3次予算に振り返られている繰入金があるということなので、これは不採算医療で入れていただいている状況でございますけれども、それを考えると、本来4次予算では5,800万円落ちるものが、3次予算では3,600万円ほどを逆に不採算でいただいているという、総体的に流れがなっているということなので、会計的には一般会計繰入金がなければ、おぼつかないという状況になります。

これの原因が患者が減っているということの裏付けにはなるのですけれども、今、我々が当初計画と見たときに大きく違うところが、内科と小児科の患者が大きく減っているという部分は、発熱患者の部分が非常に大きく原因になっていると。なおかつ、それに比べて、新型コロナウイルスの感染症のチェックも非常に件数が減っているということなので、患者が新型コロナに感染されている方も少なくなっているという、これまでの経過の中であったものですから、減っているという状況なので、このままいけば、新型コロナでの患者数の増というのは、あまり見込めないのだろうかなどは思っていますけれども、去年と大体同じような数字にこれからなっていくのかなとは思っていますけれども、これは感染状況によっていろいろ変わりますので、申し上げることも非常に難しいですけれども、ただ、今インフルエンザの部分もはやっているという状況を見ると、これからこの発熱患者の部分が去年と同じように増えていくものなのか、どうなるのかというのは、非常に読みが難しい状況ですけれども、そういった状況にあるということと、併せて毎回私も患者が減っている状況はということで、ご説明していますけれども、やはり人口がこれだけ減ってくると、その分に合わせて患者が減ってくるとということと、今、我々が患者の分析していますけれども、新たな疾病で患者が病院にかかっているという人も非常に少なくなっているということなので、どちらかというところ、今処方されている薬をもらっている患者がずっとそのまま継続している方と、人口減によってその分が減っているというようなことになっているのかなと思っていますので、そういったもろもろのことがあって、患者が減っているということなので、やはり人口減少というのが大きい影響になっているのかなと見ているという状況でございます。

●委員長（室崎委員） 1項医業収益、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

2項医業外収益。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項医業外費用。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条、資本的収入及び支出の補正です。

15 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページをお開きください。

第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

次に、第 6 条、他会計からの補助金の補正です。

次に、第 7 条、棚卸資産購入限度額の補正です。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 ページと 4 ページは、補正予算実施計画です。

5 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

6 ページから 11 ページまでは、給与費明細書です。

16 ページから 18 ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 総体的にご覧いませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算8件の審査は、終了いたしました。

よって、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後3時47分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年12月11日

令和7年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長